



(号外) 独立行政法人国立印刷局

〔政令〕

〔省令〕

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第二条第十九号に規定する指定公共機関を公示する件(内閣)
新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める件(同)

〔官厅報告〕

官厅事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第二条第十九号に規定する指定公共機関を公示する件(内閣)
新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める件(同)

本号で公布された法令のあらまし

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令(政令第21号、内閣官房)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定めることとした。
日を平成二五年四月一三日とするとした。

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(政令第21号、内閣官房)

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第二条第四号の政令で定める機関を定めることとした。

1 指定行政機関(第一条関係)

法第二条第五号の政令で定める機関を定めることとした。

2 指定地方行政機関(第二条関係)

法第二条第六号の政令で定める法人を定めることとした。

3 指定公共機関(第三条関係)

法第二条第六号の政令で定める法人を定めることとした。

4 医療等の実施の要請の対象となる医療関係者等(第五条関係)

法第二条第一項の政令で定める医療関係者等(第五条関係)

(一) 法第二条第一項の政令で定める医療関係者は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士及び歯科衛生士とすることとした。

(二) 法第二条第一項若しくは第二項(法第四六条第六項において読み替えて準用する場合を含む)の規定による要請又は法第三一条第三項(法第四六条第六項において読み替えて準用する場合を含む)の規定による要請(当該要請又は該指示に係る法第三一条第二項に規定する患者等に対する医療等又は法第四六条第二項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第五十六条第二項の規定により特定都道府県知事が行う埋葬又は火葬の方法を定める告示(厚生労働一四二)
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境一二)
- 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改訂する省令(環境一二)

〔告示〕

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改訂する省令(環境一二)
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第五十六条第二項の規定により特定都道府県知事が行う埋葬又は火葬の方法を定める告示(厚生労働一四二)

による予防接種の実施に当たり、必要があると認めるときは、当該医療機関の医療関係者、事務職員その他の職員を活用してその実施の体制の構築を図ることとした。

新型インフルエンザ等緊急事態の要件(第六条関係)

(一) 法第二条第一項の新型インフルエンザ等についての政令で定める要件は、当該新型インフルエンザ等にかかる場合における肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第六条

第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかる場合に比して相当程度高いと認められることとした。

(二) 法第二条第一項の新型インフルエンザ等による質問又は調査の結果、新型インフルエンザ等感染症の患者(当該患者であつた者を含む)、感染症法第六条第一〇項に規定する疑似症患者若しくは同条第一項に規定する無症状病原体保有者(当該無症状病原体保有者であつた者を含む)、同条第九項に規定する新感染症(全国的かつ急速な蔓延のおそれのあるものに限る)の所見がある者(当該所見があつた者を含む)、新型インフルエンザ等にかかるといふと疑うに足りる正当な理由のある者(新型インフルエンザ等にかかるといつたと疑うに足りる正当な理由のある者を含む)又は新型インフルエンザ等により死亡した者(新型インフルエンザ等により死亡したと疑われる者を含む)が新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない場合

- (2) (1)に掲げる場合のほか、感染症法第五条第一項又は第二項の規定による調査の結果、(1)に規定する者が新型インフルエンザ等を公衆にまん延させるおそれがある行動をとつてた場合その他の新型インフルエンザ等の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合
- 6 使用の制限等の要請の対象となる施設(第一条関係)
- (1) 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとすることとした。ただし、(3)から(13)までに掲げる施設においては、その建築物の床面積の合計があつては、その建築物の床面積の合計があつては、その建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超えるものに限ることとした。
- (2) 学校(③に掲げるものを除く)
- (3) 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る)
- (4) 学校教育法第一条に規定する大学、同法第二十二条に規定する専修学校(同法第一二五条第一項に規定する高等課程を除く)、同法第一二三条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- (5) 百貨店、マーケットその他の物品販売業者衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)
- (6) 展示場
- (7) 創劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (8) 集会場又は公会堂

- (9) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- (10) 博物館、美術館又は図書館
- (11) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- (12) 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (13) 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- (14) (3)から(13)までに掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

- (1) 厚生労働大臣は、(14)に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこととした。
- (2) 感染の防止のために必要な措置(第一二一条関係)
- (1) 法第四十五条第二項の政令で定める措置は、新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理、発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知、新型インフルエンザ等緊急事態において新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めた公示するものとすることとした。
- (2) 法第六十五条の規定により都道府県が支弁する法第六六条第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による国庫の負担は、次に掲げる額について行うこととした。
- (1) 法第六六条第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による国庫の負担は、次に掲げる額について行うこととした。

- (1) 法第六六条第一項及び第五六条第二項に規定する法第四八条第一項及び第五六条第二項に規定する措置に要する費用並びに法第四六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種を行うために要する費用については、医師の報酬、薬品、材料、埋葬、火葬その他に要する費用として厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額(その額が現に要した当該費用の額)その費用のための寄附金があるときは、当該寄附金の額を控除した額)を超えるときは、当該費用の額)
- (2) 法第六五条の規定により都道府県が支弁する法第六六条第一項及び第一項並びに第六三条第一項に規定する措置を要する費用並びに法第四六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により必要な物資として内閣総理大臣が定めて公示するものとすることとした。
- (3) 薬品(抗インフルエンザ薬にあつては、厚生労働大臣が法第五五条第四項の規定により自ら同条第一項から第二項までの規定による措置を行いう場合に限る)、食品、医療機器その他衛生用品、燃料、新型インフルエンザ等緊急事態において新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めて公示するものとすることとした。
- (4) 新型インフルエンザ等緊急事態における損失補償、損害補償等の手続(第一八条第一項(二条関係))
- (5) 法第六一条第一項の規定による損失補償、同条第二項の規定による実費弁償及び法第六二条第一項の規定による損害補償について、申請書の提出先、記載事項等について定めることとした。
- (6) 国庫の負担(第一三三条関係)
- (1) 法第六六条第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による国庫の負担は、次に掲げる額について行うこととした。
- (2) この政令は、法の施行の日(平成二五年四月二日)から施行することとした。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

政

令

御名 御璽

平成二十五年四月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二十一条

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第二十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日は、平成二十五年四月十三日とする。

内閣総理大臣	安倍晋三
総務大臣	新藤義孝
法務大臣	谷垣禎一
外務大臣	岸田文雄
財務大臣	麻生太郎
文部科学大臣	下村博文
厚生労働大臣	田村憲久
農林水産大臣	林芳正
経済産業大臣	茂木敏充
国土交通大臣	太田昭宏
環境大臣	石原伸晃
防衛大臣	小野寺五典

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年四月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二十二条

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第二十一号）第一条第四号から第六号まで、第十二条第二項、第三十一条第一項、第二十二条第一項、第三十八条第四項、第四十二条、第四十二条第一項、第四十五条第二項、第四十八条第二項、第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第二項、第六十条、第六十二条第二項及び第二項、第六十二条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七十一条第一項並びに第七十五条、同法第四十四条において読み替えて準用する災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百一十三号）第二十二条並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十一条第一項において準用する災害対策基本法第八十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(指定行政機関)
第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)第一条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

内閣府
国家公安委員会

警察庁

消防庁

金融庁

消費者庁

総務省

外務省

農林水産省

経済産業省

厚生労働省

文部科学省

国税庁

立候補者

農林水産省

動物検疫所

国土交通省

経済産業省

資源エネルギー庁

中小企業庁

観光庁

気象庁

海上保安庁

環境省

原子力規制委員会

防衛省

(指定地方行政機関)
第二条 法第二条第五号の政令で定める国の地方行政機関は、次のとおりとする。

北海道農政事務所
福岡財務支局
沖縄財務支局
北海道警情報通信部
東京都警情報通信部
沖縄総合事務局
沖縄総合通信局
都道府県勞働局
都道府県勞働局
地方農政局
北海道農政事務所

2 法第二十一条第一項若しくは第二項（法第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による要請（第十九条及び第十一条第一項において「要請」という。）又は法第二十一条第三項（法第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指示（第十九条及び第二十条第一項において「指示」という。）を受けた医療関係者のうち医療機関の管理者であるものは、当該要請又は当該指示に係る法第三十二条第一項に規定する患者等に対する医療等又は医療機関の医療関係者、事務職員その他の職員を活用してその実施の体制の構築を図るものとする。

法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法（昭和二十二年法律第六十八号）第六条第一項の規定による予防接種（第十九条第一号及び第三号並びに第二十条第二項第二号及び第四号において「医療その他の行為」という。）の実施に当たり、必要があると認めるときは、当該比して相当程度高いと認められることとする。

第六条 法第三十二条第一項の新型インフルエンザ等緊急事態についての政令で定める要件は、当該新型インフルエンザ等にかかる場合における肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかる場合に比して相当程度高いと認められることとする。

法第二十二条第一項の新型インフルエンザ等緊急事態についての政令で定める要件は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとする。

一 感染症法第五十五条第一項又は第二項の規定による質問又は調査の結果、新型インフルエンザ等感染症の患者（当該患者があつた者を含む。）、感染症法第六条第十項に規定する疑似症患者若しくは同条第十項に規定する無症状病原体保有者（当該無症状病原体保有者があつた者を含む。）

同条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速な蔓延のおそれのあるものに限る。）の所見がある者（当該所見があつた者を含む。）、新型インフルエンザ等にかかる正当な理由のある者（新型インフルエンザ等にかかるていたと疑うに足りる正当な理由のある者を含む。）又は新型インフルエンザ等により死亡した者（新型インフルエンザ等により死亡したと疑うに足りる正当な理由のある者を含む。）が新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない場合

（特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行）

第七条 災害対策基本法施行令第三十条第一項及び第二項の規定は、法第二十八条第二項の規定による質問又は調査の結果、同号に規定する者が新型インフルエンザ等を公衆にまん延させるおそれがある行動をとつていた場合その他の新型インフルエンザ等の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合

（特定市町村等の事務の委託の手続）

第八条 災害対策基本法施行令第二十八条の規定は、法第四十一条の規定による特定市町村の事務又は特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行について準用する。

（職員の派遣の手続）

第九条 災害対策基本法施行令第二十五条の規定は、法第四十二条第一項の規定による職員の派遣の要請について準用する。

（新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び職員の身分取扱い）

第十条 法第四十四条において読み替えて準用する災害対策基本法第三十二条第一項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び法第四十三条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は特定指定公共機関から派遣される職員の身分取扱いについては、災害対策基本法施行令第十七条から第十九条までの規定の例による。

（使用の制限等の要請の対象となる施設）

第十一條 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第一号から第十二号までに掲げる施設にあつては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

一 学校（第二号に掲げるものを除く。）

二 保育所、介護老人保健施設その他のこれらに類する通所又は短期間の人所により利用される福利サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五十三条第一項に規定する高等課程を除く)、同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設に規定する各種事態(以下「緊急事態」という。)の実施に係る手続の特例

四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

五 集会場又は公会堂

六 展示場

七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生計に近くことができない品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)本部又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)

八 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

九 博物館、美術館又は図書館

十 本部、又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)

十一 球場、キヤバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

十四 第二号から前号までに掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等の蔓延延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

十五 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならぬ。

十六 (感染症の防止のために必要な措置)

第十二条 法第四十五条第二項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

一 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理

二 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止

三 手指の消毒設備の設置

四 施設の消毒

五 マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知(前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの(特定市町村長による臨時の医療施設における医療の提供に関する事務の実施))

第六 第十三条 法第四十五条第二項の規定により同条第一項の措置の実施について準用する。この場合において、同令第二十一条第三項中「法の規定」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第二十一号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二十一号)」と読み替えるものとする。

第十四条 法第五十五条第一項の政令で定める物資は、次のとおりとする。

一 医薬品(抗インフルエンザ薬にあっては、厚生労働大臣が法第五十五条第四項の規定により自ら同条第一項から第二項までの規定による措置を行ふ場合に限る。)

二 食品

三 医療機器その他衛生用品

四 燃料

五 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めて公示するもの(墓地、埋葬等に関する法律第五条及び第十四条の手続の特例)

第十五条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五条)第三十四条の規定は、厚生労働大臣が法第五十五条第四項の規定により自ら同条第一項から第二項までの規定による措置を行ふ場合に限る。)

- (特定市町村長による埋葬又は火葬の実施に関する事務の実施)
- 第十六条** 災害救助法施行令第二十三条の規定は、特定都道府県知事が法第五十六条第一項の規定により同条第二項の措置の実施に關する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、同令第二十三条第三項中「法の規定」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百二十二号)」の規定」と読み替えるものとする。
- 第十七条** 法第六十条の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。
- 一 地方公共団体金融機関
 - 二 株式会社日本政策投資銀行
 - 三 農林中央金庫
 - 四 株式会社商工組合中央金庫
- (損失補償の申請手続)
- 第十八条** 法第六十二条第一項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。
- 1 法第二十九条第五項の規定による処分 当該処分を行つた特定検疫所長
 - 2 法第四十九条又は第五十五条第二項若しくは第三項の規定による処分 当該処分を行つた特定都道府県知事
 - 3 法第五十五条第四項(同条第一項に係る部分を除く。)の規定による処分 当該処分を行つた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長
 - 4 前項各号に定める者は、同項の損失補償申請書を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。
 - 5 第一項の損失補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 損失の発生した日時又は期間及び主たる事務所の所在地
- 二 請求額及びその明細
- 三 損失の発生した区域又は場所
- 四 損失の内容
- 五 実費弁償の基準
- 第十九条** 法第六十二条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 前号の手当は、要請に応じ、又は指示に従つて医療その他の行為を行つた時に応じて支給するものとする。
- 二 前号の手当の支給額は、要請又は指示を行つた者が厚生労働大臣である場合にあつては、一般職の国家公務員である医療関係者の給与を、要請又は指示を行つた者が都道府県知事である場合にあつては、当該都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者の給与を考慮して定めるものとする。
- 三 一日につき八時間を超えて医療その他の行為を行つたときは、第一号の規定にかかわらず、その八時間を超える時間につき割増手当を、医療その他の行為を行うため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとする。
- 四 前号の割増手当及び旅費の支給額は、第一号の手当の支給額を基礎とし、要請又は指示を行つた者が厚生労働大臣である場合にあつては、一般職の国家公務員である医療関係者に、要請又は指示を行つた者が都道府県知事である場合にあつては、当該都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者に支給される場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
- (実費弁償の申請手続)
- 第二十条** 法第六十二条第二項の規定による実費の弁償を受けようとする者は、実費弁償申請書を、要請又は指示を行つた厚生労働大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の実費弁償申請書を受理したときは、弁償すべき実費の有無及び実費を弁償すべき場合には弁償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。

- (特定市町村長による埋葬又は火葬の実施)
- 第二十一条** 法第六十三条第一項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書を、次のとおり算定するものとする。
- 一 請求額及びその明細
- 二 医療その他の行為に従事した期間及び場所
- 三 従事した医療その他の行為の内容
- 四 (損害補償の額)
- 第二十二条** 法第六十三条第一項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書を、次のとおり算定するものとする。
- 一 前項の都道府県知事は、同項の損害補償申請書を受理したときは、補償すべき損害の有無及び損害を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。
- 二 法第二十一条第一項の規定による要請又は同条第三項の規定による指示を行つた都道府県知事に提出しなければならない。
- 三 第一項の損害補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 損害の補償を受けようとする者の氏名及び住所
- 二 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の氏名及び住所
- 三 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所
- 四 負傷、疾病又は死亡の状況
- 五 死亡した場合にあつては、遺族の状況
- (国庫の負担)
- 第二十三条** 法第六十九条第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による国庫の負担は、次に掲げる額について行う。
- 一 法第六十五条の規定により都道府県が支弁する法第四十八条第一項及び第五十六条第二項に規定する措置に要する費用並びに法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種を行うために要する費用については、医師の報酬、薬品、材料、埋葬、火葬その他に要する費用として厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額(その額が現に要した当該費用の額(その費用のための寄附金があるときは、当該寄附金の額を控除した額)を超えるときは、当該費用の額)
- 二 法第六十五条の規定により都道府県が支弁する法第六十二条第一項及び第一項並びに第六十三条第一項に規定する措置に要する費用並びに法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種に係る同法第十五条第一項の規定による給付に要する費用については、現に要した当該費用の額
- 三 厚生労働大臣は、前項第一号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣に協議しなければならない。
- (公用令書の交付すべき相手方)
- 第二十四条** 法第七十一条第一項の規定による公用令書の交付は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める者に対して行うものとする。
- 一 特定病院等(法第二十九条第五項に規定する特定病院等をいう。以下この号において同じ。)の使用 使用する特定病院等の管理者
- 二 土地、家屋又は物資の使用 使用する土地、家屋又は物資の所有者及び占有者
- 三 特定物資 法第五十五条第一項に規定する特定物資をいう。以下この号及び次号において同じ。)の収用 収用する特定物資の所有者及び占有者
- 四 特定物資の保管命令 特定物資を保管すべき者

(公用令書を事後に交付することができる場合)

第二十五条 法第七十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 次のイ又はロに掲げる処分の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合

イ 上地の使用 公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合

ロ 家屋又は物資の使用 使用する家屋又は物資の占有者に公用令書を交付した場合(当該占有

者が所有者と異なる場合に限る)において、所有者の所在が不明であるとき。

二 公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住することとの他の事由により、当該相手方に公

用令書を交付して処分を行うことが著しく困難と認められる場合において、当該相手方に公用令

書の内容を通知したとき。

(公用令書の事後交付の手続)

第二十六条 特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、

前条第一号に規定する場合に該当して法第七十一条第一項ただし書の規定により処分を行った場合

において、公用令書を交付すべき相手方の所在を知つたときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書

を交付するものとする。

2 特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第

一号に掲げる場合に該当して当該相手方に公用令書を交付したときは、遅滞なく、当該相手

方に公用令書を交付するものとする。

(公用令書等の様式)

第二十七条 特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、

法第七十一条第一項の規定により公用令書を交付した後、当該公用令書に係る処分の全部又は一部

を取り消したときは、遅滞なく、当該公用令書を交付した者に公用取消令書を交付しなければなら

ない。

(公用取消令書の交付)

第二十八条 法第七十一条第一項の公用令書には、同条第一項において準用する災害対策基本法第八

十一条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公用令書の番号

二 公用令書の交付の年月日

三 処分を行う特定検疫所長、特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関

の長

四 処分を行う理由

2 前条の公用取消令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公用令書の番号

二 公用取消令書の交付の年月日

三 公用取消令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所

の所在地)

四 取り消した処分の内容

五 取り消した処分の内容

六 処分を取り消した特定検疫所長、特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行

政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは指定地方行政機

3 前二項に定めるもののほか、公用令書及び公用取消令書の様式は、内閣総理大臣が定める。

(事務の区分)

第二十九条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(第四条の規定によ

り、その例によることとされる災害対策基本法施行令第十条の二の規定により都道府県警察が処

理することとされているもの及び第八条において準用する同令第二十八条第四項の規定により地方

公共団体が処理することとされているものを除く)は、地方自治法昭和二十二年法律第六十七号

第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(施行期日)
附則
第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)
別表第一に次のように加える。

新規インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第百一十二号)
別表第一に次のように加える。

この政令の規定により地方公共団体が処理することとされ

る災害対策基本法施行令(第四条の規定によりその例によることとされる災害対策基本法施行令(昭和二十七年政令第二百八十八号)第二十条の二の規定により都道府県警察が処理するこ

ととされるもの及び第八条において準用する同令第二

十八条第四項の規定により地

方公共団体が処理することとされ

るものを除く)により地

(藏器の移植に関する法律附則第十一項の法律を定める政令の一部改正)
第八条 機器の移植に関する法律附則第十一項第一項の法律を定める政令(平成九年政令第三百十一号)の一部を次のように改正する。
 本則に次の一号を加える。

五十九条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第二十一号)

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号)の一部を次のように改正する。)

第四百三十二号を第四百二十四号とし、第四百三十一号を第四百三十二号とし、第四百二十一号

の次に次の一号を加える。

四百二十二 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第二十一号)

(石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部改正)

(石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(平成十八年政令第三十七号)の一部を次の

ようにより改正する。)

三十 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第二十一号)

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)

第十一 条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第二百八十八号)の一部を次によ

うに改正する。

二十一 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第二十一号)

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)

第十二条に次の一号を加える。

第十三条に次の一号を加える。

第十四条に次の一号を加える。

第十五条に次の一号を加える。

第十六条に次の一号を加える。

第十七条に次の一号を加える。

第十八条に次の一号を加える。

第十九条に次の一号を加える。

第二十条に次の一号を加える。

第二十一条に次の一号を加える。

第二十二条に次の一号を加える。

第二十三条に次の一号を加える。

第二十四条に次の一号を加える。

第二十五条に次の一号を加える。

第二十六条に次の一号を加える。

第二十七条に次の一号を加える。

第二十八条に次の一号を加える。

第二十九条に次の一号を加える。

第三十条に次の一号を加える。

第三十一条に次の一号を加える。

第三十二条に次の一号を加える。

第三十三条に次の一号を加える。

第三十四条に次の一号を加える。

第三十五条に次の一号を加える。

第三十六条に次の一号を加える。

第三十七条に次の一号を加える。

第三十八条に次の一号を加える。

第三十九条に次の一号を加える。

第四十条に次の一号を加える。

第四十一条に次の一号を加える。

第四十二条に次の一号を加える。

第四十三条に次の一号を加える。

第四十四条に次の一号を加える。

第四十五条に次の一号を加える。

第四十六条に次の一号を加える。

厚生労働省令第五十九号
 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十二日

厚生労働大臣 田村 勝久
 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

(譲渡の申請)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

(健康保険法施行規則等の一部改正)

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十号)の施行に伴い、及び関係法令の規定により適用される場合を含む。

一 健康保険法施行規則(昭和三十二年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

二 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第八十六条第一号

省令

内閣総理大臣 安倍晋三	内閣総理大臣 新藤義孝
総務大臣 谷垣禎一	法務大臣 岸田文雄
外務大臣 麻生太郎	農林水産大臣 茂木敏充
厚生労働大臣 下村博文	経済産業大臣 田中憲久
国土交通大臣 太田博之	環境大臣 石原伸晃
防衛大臣 小野寺五典	財務大臣 田村憲久

(国民健康保険法施行規則の一部改正)
第二条 国民健康保険法施行規則(昭和三十二年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。
 第五条の五第一号中「第二項第一号」の下に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第二十一号)第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第二十九条第一号において同じ。」を加える。
 (介護保険法施行規則等の一部改正)
第三条 次に掲げる省令の規定中「第一項第一号」の下に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第二十九条第一号において同じ。」を加える。
 一 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第八十二条の二第一号
 一 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第八十三条の二第二号
 (独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部改正)
第四条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則(平成十六年厚生労働省令第五十一号)の一部を次のように改正する。
 第三条を次のように改める。
 (副作用救済給付を行わない場合)
第五条 法第十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 一 その者の医薬品の副作用による疾病、障害又は死亡が新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八条第五項の規定による指示に基づき行う同条第三項に規定する特定接種を受けたことによるものである場合
 二 その者の医薬品の副作用による疾病、障害又は死亡がその者の救命のためにやむを得ず通常の使用量を超えて当該医薬品を使用したことによるものであり、かつ、当該健康被害の発生があらかじめ認識されていた場合その他これに準ずると認められる場合
 (高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)
第五条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百四十九号)の一部を次のように改正する。
 第十三条规定第一号中「第二項第一号」の下に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第二十一号)第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第六十一条第一号において同じ。」を加える。
 (附則)
 この省令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日(平成二十五年四月十二日)から施行する。
〇厚生労働省令第六十号
 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令を次のように定める。
 平成二十五年四月十二日
 厚生労働大臣 田村 勝久
 新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令

- 第一百二十二条第八条第三項に規定する物品管理官又は同条第六項に規定する分任物品管理官をいう。(以下同じ。)を経由して提出せなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、事後に申請書を提出することを条件として口頭による申請をさせることができる。
- 一 申請者の氏名及び住所(法人については、名称及び十位ある事務所の所在地)
- 二 譲渡を受けようとする医薬品等の品名及び数量
- 三 譲渡を必要とする理由
- 四 その他必要となる事項
(譲渡の承認)
- 第二条** 厚生労働大臣は、前条の規定による譲渡の申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。
- 一 譲渡する医薬品等の品名及び数量
- 二 譲渡目的
- 三 譲渡期日及び引渡場所
- 四 時価よりも低い対価で譲渡する場合には、譲渡価額
- 五 譲渡に際して条件を付する必要があると認めるとときは、その条件
(貸付の申請)
- 第三条** 厚生労働大臣は、法第六十四条の規定により医薬品等の貸付けを受けようとする者から、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該医薬品等を管理する物品管理官等を経由して提出させなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、事後に申請書を提出することを条件として口頭による申請をさせることができる。
- 一 申請者の氏名及び住所(法人について、名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 使用目的及び使用場所
- 三 借受けを必要とする理由
- 四 借受希望期間
- 五 その他必要となる事項
(貸付期間)
- 第四条** 医薬品等の貸付期間は、厚生労働大臣が特に必要と認める場合を除き、二年を超えることができない。
- 第五条** 厚生労働大臣は、法第六十四条の規定により医薬品等を貸し付ける場合には、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- 一 貸付医薬品等の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用は、厚生労働大臣が貸付けの性質によりこれらとの費用を借受人に負担させることが適当でないと認めた場合を除き、借受人において負担すること。
- 二 貸付医薬品等は、善良な管理者の注意をもつて管理し、その効率的使用に努めること。
- 三 貸付医薬品等について修繕、改造その他の貸付医薬品等の現状を変更しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けること。ただし、軽微な修繕については、この限りではない。
- 四 貸付医薬品等に投じた改良費等の有益費は請求しないこと。
- 五 貸付医薬品等は、転貸し、又は担保に供しないこと。
- 六 貸付医薬品等は、貸付の目的以外の目的のために使用しないこと。
- 七 貸付医薬品等は、貸付の期間満了前に返納を命じたときは、その指示に従つて貸付医薬品等を返納すること。
- 八 貸付医薬品等についての場所では使用しないこと。
- 九 借受人が貸付条件に違反したときは、厚生労働大臣の指示に従つて貸付医薬品等を返納すること。
- 十 厚生労働大臣が、特に必要があると認めて貸付期間満了前に返納を命じたときは、その指示に従つて貸付医薬品等を返納すること。
- 十一 貸付医薬品等は、失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を物品管理官等を経由して厚生労働大臣に提出し、その指示に従うこと。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付すること。
- 十二 厚生労働大臣が、貸付医薬品等について、必要に応じて実地調査を行い、若しくは所要の報告を求め、又は当該医薬品等の維持、管理及び返納に関して必要な指示をするときは、これに応ずること。
- 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付することができる。

(貸付の承認)

第六条 厚生労働大臣は、第一条の規定による貸付けの申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。

一 貸付医薬品等の品名及び数量

二 貸付期間

三 貸付目的

四 貸付期日及び引渡場所

五 使用場所

六 返納期日及び返納場所

七 時価よりも低い対価で貸し付ける場合は、貸付料の額

八 貸付条件

(貸付医薬品等の亡失又は損傷)

第七条 厚生労働大臣は、借受人が貸付医薬品等を亡失し、又は損傷した場合において、その亡失又は損傷が借受人の責に帰すべき理由によるものであるときは、借受人にその負担において補てんさせ、若しくは修理させ、又はその損害を弁償させなければならない。

附 則

この省令は、法の施行の日(平成二十五年四月十二日)から施行する。

○環境省令第十二号 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(平成十八年政令第二十七号)第八条の規定に基づき、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十一日 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令 第二十二条に次の二号を加える。
環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第二号)の一部を次のように改正する。

三十 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第六十三条第一項の規定に基づく補償
附 則
この省令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日(平成二十五年四月十三日)から施行する。

環境大臣 石原 伸晃